

「生活保護問答集について」（2009年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）抜粋

（問3-14）〔自動車の保有〕

課第3の9及び12以外に被保護者が自動車を保有することが認められる場合はどのような場合か。

（答）生活用品としての自動車は、単に日常生活の便利に用いられるのみであるならば、地域の普及率の如何にかかわらず、自動車の保有を認める段階には至っていない。事業用品としての自動車は当該事業が事業の種別、地理的条件等から判断して当該地域の低所得世帯との均衡を失すことになると認められる場合には、保有を認めて差し支えない。

なお、生活用品としての自動車については原則的に保有は認められないが、なかには、保有を容認しなければならない事情がある場合もあると思われる。かかる場合は、実施機関は、県本庁及び厚生労働省に情報提供の上判断していく必要がある。

## 生活保護と自動車保有

### ① 大阪地裁 2013年4月19日判決より抜粋

「通院等の保有目的が認められることを前提として生活保護の開始と共に自動車の保有が容認された場合には、日常生活において保有する自動車を利用することなく、費用を負担してタクシーを利用したり、第三者の介護を求めたりすることは補足性の原則（生活保護法四条一項）にも反することである。当該自動車を通院等以外の日常生活上の目的のために利用することは、被保護者の自立助長（同法一条）及びその保有する資産の活用（同法四条一項）という観点から、むしろ当然に認められるべきである。」

### ② 秋田県知事 2007年1月31日裁決より抜粋

「自動車の保有を認めた場合、その使途については、遊興等除いて生活保護法の趣旨に反しない程度の利用であれば容認しても差し支えないものであり、なおさら、就労のために自動車により通勤する場合に限っては、自動車の維持費が公共交通機関の利用料金よりも少ないことを条件に認めるべきと考えることが妥当である。」

「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理」（2022年4月26日生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会・ワーキンググループ）抜粋

（住居確保給付金）

- 住居確保給付金については、コロナ禍にあって一定の役割を果たしてきたが、住まいを喪失するおそれのある人の多さ（裾野の広さ）が顕在化した以上、住宅手当といった家賃補助的な施策も含め、普遍的な社会保障施策として検討する必要があるのでないか。
- 住居確保給付金については、コロナ禍で特例措置を含め様々な措置を講じてきたが、職業訓練受講給付金との併給等について、恒久的な対応として制度化すべきではないか。  
また、様々な事情により就労にブランクが生じている場合があるため、「離職・廃業後2年以内」という要件についても検討すべきではないか。
- 住居確保給付金については、コロナ禍における措置の存続・見直しの検討と併せて、高齢者や自営業者等に対する支援のあり方についても検討すべきではないか。
- また、特に個人事業主については、個別性・柔軟性の高い支援が求められることから、求職活動要件の見直しが必要ではないか。  
具体的には、公共職業安定所等への求職申込み・職業相談について、経営相談を実施している法人・団体等における面談で代替可能とすることも検討すべきではないか。
- 住居確保給付金の収入算定について、児童扶養手当・児童手当の取扱いを職業訓練受講給付金と統一することや、給与収入の場合の控除の取扱い等について、事務負担が少ない形での収入要件の見直しを検討すべきではないか。
- 住居確保給付金をきっかけとして、自立相談支援機関を中心に、不動産業者や居住支援法人を含む様々な社会資源同士がつながり、居住継続に向けた支援の仕組みをつくることが必要ではないか。

